

岐阜県環境負荷低減事業活動実施計画認定実施要領

制定 令和5年3月31日付け農園第1971号

第1 目的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）及び環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環バ第161号令和4年9月15日。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画は、別記様式第1号によるものとする。

第3 実施計画の提出

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画その他必要な書類を添付し、別記様式第2号を知事に提出するものとする。

第4 実施計画の認定

- 1 知事は、申請された実施計画について、法第19条第5項、基本方針及びガイドラインに則して認定審査を行い、内容を適正と認めた場合には、別記様式第3号により、申請者に対し、認定通知書を交付する。
- 2 知事は、申請された実施計画について、認定しない場合においては、別記様式第4号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第5 実施計画の変更

- 1 実施計画の認定を受けた農林漁業者が当該実施計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第5号を知事に提出するものとする。この場合、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画、別記様式第6号による変更前の実施計画の実施状況報告書その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 実施計画の変更に当たっては、第4の手續を準用する。
- 3 認定を受けた農林漁業者が、法第20条第2項の規定に基づき行う認定計画の軽微な変更の届出は、別記様式第7号によるものとする。

第6 認定の取消し

知事は、法第20条第3項の規定により、実施計画の認定を取り消す場合は、当該認定に係る農林漁業者に、別記様式第8号により通知するものとする。

第7 実施状況の報告

知事が認定農林漁業者に対して求める認定計画の実施状況についての報告は、別記様式第9号によるものとする。

第8 市町村への通知

実施計画（変更に係るものを含む。）を認定し、又は取り消す場合は、別記様式第10号により、関係市町村に対し、その旨を通知するものとする。

第9 書類の提出先

第2、第5、第7に係る書類は、農林漁業者の住所地（他の都道府県に居住し、岐阜県内の農地で耕作等を行う農林漁業者にあつては、その農地等の住所地）を所管する県農林事務所農業振興課を経由して提出するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。